

令和8年度

新型コロナ定期接種費用の一部助成について

新型コロナ定期
接種のページへ

新型コロナワクチンの定期接種について、長期の入院や施設への入所等やむを得ない理由により、協力医療機関での定期接種が困難な方は、接種後、以下の手続きを行っていただくことにより、定期接種費用の一部を助成（償還払い）します。



対象者	接種日において三木市に住民登録があり、かつ次のいずれかに該当する方 ① 満65 歳以上 ② 60 歳以上65 歳未満であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、その障害の程度が身体障害者手帳1 級相当 ※接種時に、身体障害者手帳等が必要
助成額	接種費用から自己負担額(4,500円)を差引いた額 ただし、差引いた額が、市が基準とする額(11,340円)を超える場合は、その超過する金額は自己負担していただきます。予めご了承ください。
接種期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日
手続き	【事前申請】 次の書類を提出してください。 ・ 他市町への予防接種実施依頼に関する申請書 （「予防接種依頼書」及び接種後、請求手続きに必要な書類をお送りします。） 【請求手続き】 請求期限：令和9年3月31日厳守 接種後、速やかに以下の書類を提出してください。 (1) 三木市定期予防接種費助成申請書 領収書(原本)を添付 ※ 領収書は、当該予防接種費用であることが確認できるもの。領収書のみでは確認が難しい場合は、明細書や予診票の写し等確認できるものを添付する。 (2) 三木市定期予防接種費助成金請求書 振込先の口座が確認できるもの
その他	※領収書は当該予防接種費用であることがわかるもの、不明な場合は明細書や予診票の写し等、確認できるものを添付してください ※生活保護受給者の方は、ご相談ください

申請先	健康増進課 健診予防係 (三木市総合保健福祉センター内) 〒673-0413 三木市大塚1丁目6-40 TEL 0794-86-0900	吉川支所 健康福祉課 (吉川健康福祉センター内) 〒673-1192 三木市吉川町大沢412 TEL 0794-72-2210
-----	---	--